

狭山事件の第4次再審請求において

鑑定人の証人尋問をおこない再審を開始することを求めます

狭山事件は1963年の事件発生から62年が経過しています。石川一雄さんは、32年もの獄中生活を強いられ、86歳になっても無実を訴えつづけていましたが、3月に無念のうちに死去しました。その遺志を継いで妻の石川早智子さんが、東京高等裁判所に第4次再審請求を申し立てています。

第3次再審請求では、裁判所の勧告もあって、逮捕当日に石川さんが書いた上申書や警察での取調べが録音されたテープなどが証拠開示されました。狭山事件再審弁護団は、これら証拠開示された資料などにもとづいて、専門家がおこなった鑑定を第4次再審請求において新証拠として提出しています。コンピュータによる筆跡鑑定は、脅迫状の筆者が石川さんではないことを客観的に明らかにしています。そもそも、学校教育を受けられず非識字者であった当時の石川さんに、脅迫状は書けなかったことは市民常識として明らかです。教育学者による識字能力鑑定も提出されています。また、証拠開示されたインク文字資料について蛍光エックス線分析をおこない、石川さんの家から発見された万年筆は被害者のものとはいえないことを科学的に明らかにした鑑定など、有罪判決の誤りと石川一雄さんの無実を示す新証拠が多数提出されています。

袴田事件をはじめ、布川事件、東住吉事件など、再審無罪となった冤罪事件では、弁護団から提出された専門家の科学的な鑑定について、鑑定人の証人尋問が実施され、再審が開始されています。狭山事件では60年以上も石川さんが無実を訴え、これまでも多くの新証拠が提出されてきましたが、第1次再審請求、第2次再審請求においては、証人尋問がおこなわれずに請求が棄却されました。これでは憲法で保障されている公正・公平な裁判とはいえません。

狭山事件再審弁護団は、第4次再審請求において、東京高等裁判所第4刑事部に対して、有罪判決の重要な論点について、新証拠を作成した鑑定人の証人尋問のすみやかな実施を求めています。

わたしたちは、「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、東京高等裁判所第4刑事部が、弁護団が請求する鑑定人の証人尋問を一日も早くおこない、再審を開始することを求めます。

名 前	住 所

署名用紙にご記入いただいたお名前、ご住所などの情報は裁判所に提出する以外の目的には使用いたしません。

【集約団体】

狭山事件の再審を求める市民の会(事務局長・鎌田慧)

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1 TEL.03-6280-3360